長崎県看護補助者処遇改善事業補助金実施要綱

（趣旨）

第１条　県は、看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、令和６年２月から収入を引き上げることを目的として、予算の定めるところにより、看護補助者の処遇改善を実施する医療機関に対し、長崎県看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の９。以下「交付要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（本事業の対象となる医療機関）

第２条　補助金の交付の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和６年２月１日時点において、別表第１に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

（本事業による処遇改善の対象者）

第３条　本事業による処遇改善の対象者は、原則として、対象医療機関において、別表第１に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。）とする。

また、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も、本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

（本事業の内容）

第４条　令和６年２月から５月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、第３条に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員（以下「対象看護補助者」という。）の賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

（補助金の交付額の算定方法）

第５条　補助金の交付額の算定は次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

（１）別表第２により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（２）賃金改善を行うために必要な費用は、交付決定前であっても補助対象経費とする。

（賃金改善等の要件）

第６条　補助金の交付を受ける者は、次の各号に定める賃金改善等の要件を全て満たさなければならない。

（１）令和６年２月分からの賃金改善を行う者であって、原則として、令和６年２月中に県に対して、賃金改善を実施する旨の用紙を提出していること。なお、就業規則等の変更に時間を要する場合は、同年４月までに一時金等により２月分及び３月分の賃金改善分を支給することも可能とする。

　　　なお、賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護補助者について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

（２）本事業は、令和６年２月から行われた看護補助者の賃金改善のための取り組みを支援するものであり、定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料（診療報酬）及び他の補助金を財源として賃金改善を行っている部分については、本事業の対象外とする。

（３）本事業による補助額は、対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加す

る法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

なお、法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

算式　前事業年度（令和６年４月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。）における法定福利費等の事業主負担分の総額 ÷ 前事業年度における賃金の総額 × 賃金改善額

（４）令和６年４月以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額は、原則として、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

なお、就業規則等の変更に時間を要することを考慮し、令和６年２月分及び３月分の賃金改善分は、一時金等による支給も可能とする。

（５）本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

（６）人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第１号による交付申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（交付の決定の除外）

第８条　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条

第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

（以下「暴力団員」という。）

（３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの。

（交付の条件）

第９条　規則第６条第１項の規定による条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、様式第４号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（４）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類（給与明細、勤務記録等及び実績報告の根拠となる資料を含む。）を、補助額の確定の日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（５）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の９）及びこの要綱の適用を受けるものであること。

（変更申請）

第10条　補助事業者は、規則第11条第２項により補助金の交付決定の内容を変更する場合には、様式第３号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第11条　規則第11条第２項第１号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

（１）県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更。

（２）事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更。

（概算払）

第12条　知事は、補助金を概算払により交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第５号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

３　交付要綱第５条の実施状況報告書については、前項の概算払請求書をもって代えることができる。

４　規則第16条第２項及び交付要綱第７条第２項に規定する概算払請求書に添付すべき書類については、不要とする。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、規則第13条の規定による実績報告について、様式第６号による実績報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

２　実績報告により、対象医療機関において実施された賃金改善の内容が第６条の要件を満たさないことが確認された場合は、特段の理由がある場合を除き、補助額の全額又は一部を返還しなければならない。

（検査及び報告等）

第14条　知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他の必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年度予算から適用する。

別表第１（第２条関係）

【病院】

|  |
| --- |
| A101　療養病棟入院基本料 |
| A306　特殊疾患入院医療管理料 |
| A308　回復期リハビリテーション病棟入院料 |
| A309　特殊疾患病棟入院料 |
| A311-2　精神科急性期治療病棟入院料 |
| A312　精神療養病棟入院料 |
| A314　認知症治療病棟入院料 |
| A318　地域移行機能強化病棟入院料 |
| A319　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 |
| A207-3　急性期看護補助体制加算 |
|  | 25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割以上） |
| 25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割未満） |
| 50対１急性期看護補助体制加算 |
| 75対１急性期看護補助体制加算 |
| A211　特殊疾患入院施設管理加算 |
| A214　看護補助加算 |
|  | 看護補助加算１ |
| 看護補助加算２ |
| 看護補助加算３ |
| A106　障害者施設等入院基本料の「注９」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算 |
| A308-3　地域包括ケア病棟入院料の「注４」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算 |

【有床診療所】

|  |
| --- |
| A109　有床診療所療養病床入院基本料 |
| A108　有床診療所入院基本料の「注６」に規定する看護補助配置加算 |
|  | 看護補助配置加算１ |
| 看護補助配置加算２ |

別表第２（第５条関係）

|  |
| --- |
| 補助金の交付額の算定のうち、選定額については、以下の（１）と（２）を比較して、いずれか低い方の額とする。（１）補助基準額別表第１に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次のアとイを比較していずれか低い方の人数×４×6,990円（※6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）として算定した額を合計した額。ア　賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数※の平均値イ　賃金改善実施期間において、別表第１に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数（２）対象経費の実支出額賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費※常勤の看護補助者の常勤換算数は１とする。常勤でない看護補助者の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。＜算式＞　当該常勤でない看護補助者が職務に従事する１週間の勤務時間（残業は除く）÷ 当該施設で定めている常勤職員の１週間の勤務時間 |

様式第１号

番　　　　　号

年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

令和　年度長崎県看護補助者処遇改善事業補助金交付申請書

　令和　年度において長崎県看護補助者処遇改善事業について、長崎県看護補助者処遇改善事業補助金　　　　　　　　円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和４０年長崎県規則第１６号）第４条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

　　１．経費所要額調書

　　２．看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書

　　３．歳入歳出予算書抄本

　　４．誓約書（様式第２号）

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）

様式第２号

年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住　所

氏　名

誓　約　書

私は　年度長崎県看護補助者処遇改善事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

誓約の場合、□にチェックを入れてください。

□　自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものは

ありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もあり

ません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

□　補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

□　暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

□　暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）

様式第３号

番　　　　　号

年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住　所

氏　名

令和　年度長崎県看護補助者処遇改善事業補助金変更交付申請書

　令和　年　　月　　日付け長崎県指令　　第　　号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

１．補助金（変更交付(追加)(減額)・一部取消）申請額　金　　　　　　　　　　円

２．変更を受けようとする理由

３．経費所要額調書

４．変更後の看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書

　　　　今回変更申請金額：金　　　　　　　　　　　　円

　　　　当初交付決定金額：金　　　　　　　　　　　　円

　　　　差引(追加・減額)申請額：金　　　　　　　　　円

５．その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）

様式第４号

番 　 　 号

年 　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住 所

氏 名

令和　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　年　　月　　日付け長崎県指令　　第　　号により交付決定があった長崎県看護補助者処遇改善事業について、交付決定通知により交付された条件に基づき下記のとおり報告します。

記

１．補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

金 　　　　　　　　　　　　　　円

２．消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 　　　　　　　　　　　　　　円

注：別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）

様式第５号

番　　　　　号

年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住　所

氏　名

令和　年度長崎県看護補助者処遇改善事業補助金概算払請求書

　令和　年　　月　　日付け長崎県指令　　第　　号で補助金の交付の決定がありました補助事業について、長崎県看護補助者処遇改善事業補助金実施要綱第12条第２項の規定により下記のとおり請求します。

記

　　　　　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　既交付額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　残額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

概算払を必要とする理由

|  |  |
| --- | --- |
| 振込指定口座 | 　　銀行　　　　　　　支店 |
| 種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ） |  |
| 口座名義 |  |

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）

様式第６号

番　　　　　号

年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　様

申請者　　住　所

氏　名

令和　年度長崎県看護補助者処遇改善事業補助金実績報告書

　令和　年　　月　　日付け長崎県指令　　第　　号をもって交付決定の通知があった長崎県看護補助者処遇改善事業について、長崎県補助金交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

１．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　２．実績額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．添付書類

（１）経費所要額精算書

　　　　（２）看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書

　　　　（３）歳入歳出決算書抄本

　　　　（４）その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者　○○　○○　（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者　△△　△△　（連絡先△△△－△△△－△△△△）